



報道関係者各位

第9回 東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会
第7回 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会の開催について

平成26年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律64号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、タクシー事業の適正化及び活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととなっており、今年度は、平成30年度の取組状況等についてフォローアップを行うことになりました。

つきましては、平成30年度の取組状況等についてフォローアップを行うため、第9回「東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会」、第7回「東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会」を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

なお、南多摩交通圏については指定期間延長に関しての協議を併せて実施することとしております。

また、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日の30日前（12月20日・金曜）までに下記の問い合わせ先にお申し出ください。

記

1. 日 時 令和2年1月20日（月） 13:30～
2. 場 所 三多摩労働会館 2階 第一会議室
東京都立川市曙町2丁目15-20
www.sanroukaikan.or.jp/access.html
3. 予定している議題 (1) 準特定・特定地域協議会の設置要綱の改正について
(2) 適正化・活性化に関するフォローアップ調査について
(3) 適正化・活性化の取り組み状況について
(4) 南多摩交通圏の指定期間延長について

本件に関する
お問い合わせ先

東京都北・西多摩準特定、南多摩特定タクシー地域協議会事務局
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
小池・鈴木・石田 TEL: 03-3264-8080